

○厚生労働省告示第百九十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十七号)の施行に伴い、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。)に
平成二十七年三月三十一日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、次の表の上欄に掲げる公表内容(入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という)第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。)に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

公表内容		公表単位
一 法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能	病床の機能(法第三十条の三十三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。)	病床(病院又は診療所の病床のうち一群のものをいう。以下同じ。)
二 法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後病床機能	病床の機能(法第三十条の三十三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。)	病床

構造設備及
置その他必
要な事項

三

病床数、人員の配置、医療機器等

病棟(ロ)にあつては、病棟及び病院又は
診療所(ハ)及び(ニ)を(ク)にあつて
は診療所又は診療所

イ 病床数

(1) 一般病床及び療養病床ごとの
許可病床数

(2) (1)の病床数のうち、許可を受
けた病床に係る業務を行つてい
るもの数

(3) 一般病床にあつては、(1)及び
(2)のそれぞれ病床数のうち、(1)及び
医療法施行規則等の一部を改正
する省令(平成十三年厚生労働
省令第八号)附則第五条の既存
病院建物の療養病床に係るもの
数

(4) 療養病床にあつては、(1)及び
(2)のそれぞれ病床数のうち、(1)及び
健康保険法等の一部を改正する
法律(平成十八年法律第八十三
号)附則第三十条の二第一項
の規定によりなおその効力を有
するものとされた同法第二十六
条の規定による改正前の同法第
四十八条第一項第三号に規定す
るもの数のうち、療養型医療施
設に係るもの数のうち、

ロ 人員の配置

(1) 助産師、看護師、准看護師及
び看護補助者の数

(2) 薬剤師、理学療法士、作業療
法士、言語聴覚士及び臨床工学
技士の数

ハ 医療機器等

(1) 主とする診療科目
(2) 算定する入院基本料及び特定
入院料

(3) 厚生労働大臣が指定する病院
の病棟並びに厚生労働大臣が定
める病棟並に基礎係数I及び機
能係数II(平成二十四年厚生
労働省告示第六十五号)別表
第一から別表第三までのいずれ
かに該当する病院にあつては、別
表のいずれに該当するか別の別

(4) 在宅療養支援病院(診療報酬
の算定方法(平成二十年厚生報
働省告示第九号)別表第一の医
科点数表(五十九号)以下)の医
科点数表(五十九号)の区分番号
C00に規定する在宅療養支援病
院を(以下)の(4)において同
じ扱い、在宅療養支援診療所(医

- (1) 掲げる退院時共同番号B0104に規
定する在宅療養支援診療所(医
療)又は在宅療養後方支援病院(医
療)に規定する在宅療養後方支援
診療所(医療)又は在宅療養後方支
援診療所(医療)に規定する在宅療
養後方支援診療所(医療)に規定す
る在宅療養後方支援診療所(医療)
- (2) 掲げる退院時共同番号C012に規
定する在宅療養後方支援診療所(医
療)又は在宅療養後方支援診療所(医
療)に規定する在宅療養後方支援
診療所(医療)又は在宅療養後方支
援診療所(医療)に規定する在宅療
養後方支援診療所(医療)
- (3) 掲げる退院時共同番号C012に規
定する在宅療養後方支援診療所(医
療)又は在宅療養後方支援診療所(医
療)に規定する在宅療養後方支援
診療所(医療)又は在宅療養後方支
援診療所(医療)に規定する在宅療
養後方支援診療所(医療)
- (4) 掲げる退院時共同番号C012に規
定する在宅療養後方支援診療所(医
療)又は在宅療養後方支援診療所(医
療)に規定する在宅療養後方支援
診療所(医療)又は在宅療養後方支
援診療所(医療)に規定する在宅療
養後方支援診療所(医療)
- (5) 救急病院等を定める省令(昭
和三十九年厚生省令第八号)第
二条第一項の救急病棟又は救急
診療所である病棟又は診療所に
あつては、その旨
- (6) コンピュータ断層撮影装置の
数
 - (i) 六十四列以上の検出器を有
するコンピュータ断層撮影装置
の数
 - (ii) 十六列以上六十四列未満の
検出器を有するコンピュータ
断層撮影装置の数
 - (iii) 十六列未満の検出器を有す
るコンピュータ断層撮影装置
の数
- (7) 磁気共鳴画像診断装置の数
 - (i) 静磁場強度が三テスラ以上
の磁気共鳴画像診断装置の数
 - (ii) 静磁場強度が一・五テスラ
以上三テスラ未満の磁気共鳴
画像診断装置の数
 - (iii) 静磁場強度が一・五テスラ
未満の磁気共鳴画像診断装置
の数
- (8) 血管運統撮影装置の数
- (9) SPECT装置の数
- (10) PET装置の数
- (11) 強度変調放射線治療(IMR
T)を行うための機器の数
- (12) 遠隔操作式密封小線源治療装
置の数
- (13) 患者の退院後の療養に必要な
保健医療サービス又は福祉サー
ビスを提供する者との連携を行
う部門の設置の有無及び当該部
門の構成員の数

<p>四 入棟患者の状況</p> <p>イ 新規入棟患者の人数</p> <p>ロ 在棟患者の延べ人数</p> <p>ハ 退棟患者の人数</p> <p>ニ 入棟前の場所別の入棟患者の人数</p> <p>ホ 予定入院（あらかじめ入院することが決まっていた場合の入院をいう）及び緊急入院（予定入院以外の入院をいう）の患者の人数</p> <p>ヘ 退棟後の場所別の退棟患者の人数</p> <p>ト 退棟後に居宅等における医療の提供を必要とする退棟患者の人数</p>	<p>五 手術の実施状況</p> <p>イ 手術の総件数及びその臓器別の内訳</p> <p>ロ 全身麻酔の手術の件数及びその臓器別の内訳</p> <p>ハ 胸腔鏡下手術の実施件数</p> <p>ニ 腹腔鏡下手術の実施件数</p> <p>ホ 内視鏡手術用支援機器加算の算定件数</p>	<p>六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況</p> <p>イ 悪性腫瘍手術の実施件数</p> <p>ロ 病理組織標本の作製件数</p> <p>ハ 術中迅速病理組織標本の作製件数</p> <p>ニ 放射線治療の実施件数</p> <p>ホ 化学療法の実施件数</p> <p>ヘ がん患者指導管理料 1 及び 2 の算定件数</p> <p>ト 抗悪性腫瘍剤局所持続注入の実施件数</p> <p>チ 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入の実施件数</p> <p>リ 分娩の実施件数</p> <p>ヌ 超急性期脳卒中加算の算定件数</p> <p>ル 脳血管内手術の実施件数</p> <p>ヲ 経皮的冠動脈形成術の実施件数</p>
<p>病棟</p>	<p>病棟</p>	<p>病棟</p>

<p>ワ 入院精神療法(Ⅰ)の算定件数</p> <p>カ 精神科リエゾンチーム加算の算定件数</p>	<p>七 重症の患者への対応状況</p> <p>イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数</p> <p>ロ ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の算定件数</p> <p>ハ 救急搬送診療料の算定件数</p> <p>ニ 観血的肺動脈圧測定の実施件数</p> <p>ホ 持続緩徐式血液濾過の実施件数</p> <p>ヘ 大動脈バルーンパンピング法の実施件数</p> <p>ト 経皮的心臓補助法の実施件数</p> <p>チ 補助人工心臓・植込型補助人工心臓の実施件数</p> <p>リ 一日当たりの頭蓋内圧持続測定の実施件数</p> <p>ヌ 人工心臓の実施件数</p> <p>ル 血漿交換療法の実施件数</p> <p>ヲ 吸着式血液浄化法の実施件数</p> <p>ワ 血球成分除去療法の実施件数</p> <p>カ 患者の重症度、医療・看護必要度については一般病棟用重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合</p>	<p>八 救急医療の実施状況</p> <p>イ 院内トリアージ実施料の算定件数</p> <p>ロ 夜間休日救急搬送医学管理料の算定件数</p> <p>ハ 精神科疾患患者等受入加算の算定件数</p> <p>ニ 救急医療管理加算 1 及び 2 の算定件数</p> <p>ホ 在宅患者緊急入院診療加算の算定件数</p> <p>ヘ 救急搬送患者地域連携紹介加算の算定件数</p> <p>ト 地域連携診療計画管理料の算定件数</p> <p>チ 救命のための気管内挿管の実施件数</p>
<p>病棟</p>	<p>病棟</p>	<p>病棟（カからタまでにあつては、病院又は診療所）</p>

<p>リ 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法の実施件数 ヌ 非開胸的心マッサージの実施件数 ル カウンタートンショックの実施件数 ヲ 心臓穿刺の実施件数 ワ 食道圧迫止血チューブ挿入法の実施件数 カ 休日又は夜間に受診した患者の人数 ヨ カの患者のうち、診察後、直ちに入院となった患者の数 タ 救急車の受入件数</p>	<p>九 急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況 イ 退院調整加算1及び2の算定件数 ロ 救急・在宅等支援病床初期加算及び救急・在宅等支援療養病床初期加算の算定件数 ハ 救急搬送患者地域連携受入加算の算定件数 ニ 地域連携診療計画退院時指導料(1)の算定件数 ホ 退院時共同指導料2の算定件数 ヘ 介護支援連携指導料の算定件数 ト 退院時リハビリテーション指導料の算定件数 チ 退院前訪問指導料の算定件数</p>	<p>十 重症患者に対する治療等の実施状況 イ 中心静脈注射の実施件数 ロ 呼吸心拍監視の実施件数 ハ 酸素吸入の実施件数 ニ 一日当たりの観血的動脈圧測定の実施件数 ホ ドレーン法及び胸腔又は腹腔洗浄の実施件数 ヘ 一日当たりの人工呼吸の実施件数 ト 人工腎臓又は腹膜灌流の実施件数 チ 経管栄養カテーテル交換法の実施件数</p>
<p>病棟</p>	<p>病棟</p>	<p>病棟</p>

<p>十一 疾患に依りハビリテーション状況及び早期のリハビリテーションの状況 イ 疾患別リハビリテーション料の算定件数 ロ 早期リハビリテーション加算の算定件数 ハ 初期加算の算定件数 ニ 摂食機能療法の実施件数 ホ リハビリテーション充実加算の算定件数 ヘ 体制強化加算の算定件数 ト 休日リハビリテーション提供体制加算の算定件数 チ 入院時訪問指導加算の算定件数 リ リハビリテーションの提供を必要とする状態にある患者の割合 ヌ 一日に提供するリハビリテーションについて算定する入院患者一人当たりの平均単位数 ル 一年間における退棟患者数の合計 ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ルの患者のうち、入棟時の日常生活機能評価(基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)第九の十の(2)チ又は同(3)トの日常生活機能の評価をいう。ワにおいて同じ)が十人以上であった者の数 ワ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ルの患者のうち、退院時(転棟を含む)の日常生活機能評価が入棟時に比較して四以上(回復期リハビリテーション病棟入院料2又は3を算定している病棟にあっては、三点以上)改善していた者の数</p>	<p>十二 長期療養患者の受入状況 イ 療養病棟入院基本料1及び2の算定件数 ロ 褥瘡評価実施加算の算定件数 ハ 重度褥瘡処置の実施件数 ニ 重症皮膚潰瘍管理加算の算定件数</p>
<p>病棟</p>	<p>病棟</p>

附 則
 当分の間、上欄第五号、第六号（イに係る部分を除く）、第七号（カに係る部分を除く）、第八号（カからタまでに係る部分を除く）、第九号、第十号、第十一号（リからワまでに係る部分を除く）、第十二号、第十三号及び第十四号（二に係る部分に限る。）に掲げる公表内容に係る下欄に掲げる公表単位については、同欄中「病棟」とあるのは、「病院又は診療所」とする。

十四 病床を有する診療所の機能 イ 往診を行った患者の数 ロ 訪問診療の実施回数 ハ 診療所内及び診療所外での看取りの数 ニ 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数 ホ 病状が急変した患者の入棟件数 ヘ 過去一年間の新規入棟患者のうち、他の急性期医療を行う病院から受入れを行った患者の割合 ト 病床を有する診療所の役割	十三 重度の障害者等の受入状況 イ 難病等特別入院診療加算の算定件数 ロ 特殊疾患入院施設管理加算の算定件数 ハ 超重症児（者）入院診療加算及び準超重症児（者）入院診療加算の算定件数 ニ 強度行動障害入院医療管理加算の算定件数
	病棟 病棟